

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、さらに激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術（ICT）を活用した新たなサービスを活用することが、社会基盤の構築のために重要である。さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症との複合的被害に見舞われる事態が現実起こりはじめ、その深刻度が増すことも懸念されるようになったことから、その重要性への認識が一層高まっている。

各地方公共団体は、災害対策基本法第九十条の二に基づき、自然災害（風水害、地震、津波等）などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければならぬが、その証明書の申請・交付には、現状は被災者が市町村の窓口赶赴しなければならぬ。災害時の移動は困難を極める上、地方においては役場まで車で数十分以上かかる場合もあり、さらに災害時には役所窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減らすことが重要である。

よって、国会及び政府におかれては、感染症の拡大防止を図りつつ、迅速な罹災証明発行事務を推進するため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 一 全国五万か所以上のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されたコンビニエンスストアのコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を「交付」できるようにすること。
  - 二 マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での「申請」については、各地方公共団体がその利用を希望すれば、申請がすぐに実施できる現状について、周知・徹底を早急に行うこと。
  - 三 マイナンバーを活用した「被災者台帳」を全国の自治体で作成できるよう推進すること。
  - 四 被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年九月二十九日

大分県議会議長 麻生栄作

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
内閣府特命担当大臣（防災）	小此木八郎殿